［項を削る。］			
第三十条第一項第三号	被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び	［略］	［略］
		［略］	［略］
［項を削る。］			
［略］		［略］	［略］
［略］		［略］	［略］
［項を削る。］			
第三十条第二項第一号の二	書類（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	［略］	［略］
		書類	［略］
［項を削る。］			
第三十条第二項第三号	共済組合の	［略］	［略］
	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の		［略］
［項を削る。］			

第三十条第一項第一号	及び住所		
	、住所及び氏名		
第三十条第一項第三号	被保険者（	［同上］	［同上］
	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）第一条の規定による改正前の法による被保険者及び	［同上］	［同上］
第三十条第一項第八号の二	第一条各号	［同上］	［同上］
	第一条第一項各号	［同上］	［同上］
第三十条第二項第一号の二	雇用保険被保険者証（雇用保険被保険者証の交付を受けていない者にあつては、その事由書）	［同上］	［同上］
	雇用保険被保険者証		
第三十条第二項第二号	抄本		
	抄本若しくは謄本		
第三十条第二項第三号	共済組合の	［同上］	［同上］
	第一号厚生年金被保険者期間を有する者にあつては厚生労働大臣が、共済組合の		［同上］
第三十条第二項第四号	又は戸籍の抄本		
	又は戸籍の抄本若しくは謄本		